

武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

武道館条例の一部を改正する条例

武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分の部分を次のように改める。

区 分			施設の利用料金の上限額													区分 使用	個人 使用	附属の施設 又は設備の 利用料金の 上限額
			貸切使用															
			土曜日及び休日						その他の日									
			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合			1区 分ご とに			
			8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで													
大 道 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	貸切 使用 の場 合の 利用 料金 の額 の50 パー セント に	円 150 380 150	1 附属 の施設 又は設 備の利 用料金 附属 の施設 又は設 備を使 用する 場合に
		一般	9,180	14,390	19,150	18,370	28,750	38,330	7,650	11,980	15,970	15,310	23,980	31,940				
	その他の催し に使用する場 合	45,900	71,880	95,900	68,840	107,850	143,840	38,260	59,880	79,910	57,360	89,860	119,850					
柔 道 場 及	アマチ ュアス	小学校 児童、	2,280	3,590	4,780	4,580	7,190	9,580	1,910	3,000	3,980	3,820	5,990	7,970				

び 剣 道場	ポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生														相当 する 額	380	おいて は、1 件又は 1式1 時間ま でごと に1,660 円の範 囲内で 知事が 定める 額
		一般	4,580	7,190	9,580	9,180	14,390	19,150	3,820	5,990	7,970	7,650	11,980	15,970				
	その他の催し に使用する場 合	22,950	35,930	47,930	34,420	53,910	71,920	19,110	29,950	39,970	28,680	44,940	59,920					
弓 道場	近 的 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	2,480	3,090	4,940	4,940	6,220	9,910	2,040	2,580	4,140	4,140	5,150	8,250	150	2 電気 料及び 暖房料 電気 を使用 する場 合又は 暖房を 使用する 期間に おいて は、実 費を基 準とし て知	
		一般	4,940	6,220	9,910	9,910	12,380	19,830	4,140	5,150	8,250	8,250	10,340	16,510	380			
	その他の催し に使用する場 合	12,360	15,500	24,800	24,760	30,990	49,590	10,310	12,910	20,660	20,610	25,800	41,340					
	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	1,240	1,550	2,480	2,480	3,090	4,940	1,030	1,290	2,040	2,040	2,580	4,140	150			
	一般	2,480	3,090	4,940	4,940	6,220	9,910	2,040	2,580	4,140	4,140	5,150	8,250	380				
その他の催し に使用する場 合	6,200	7,750	12,380	12,360	15,500	24,800	5,140	6,450	10,340	10,310	12,910	20,660						
相 撲 場	アマチ ュアス	小学校 児童、	1,020	1,240	2,040	2,030	2,490	4,140	840	1,030	1,710	1,700	2,050	3,420	150			

スポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生															事 が 定 める額
	一般	2,030	2,490	4,140	4,100	4,990	8,230	1,700	2,050	3,420	3,400	4,160	6,860	380		
その他の催し に使用する場 合		5,130	6,220	10,330	10,300	12,380	20,650	4,280	5,150	8,590	8,560	10,340	17,210			
第3条第1項の規定に よる許可を受けた場合 の利用料金の上限額		1人1時間までごとに1,010円														

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。